

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

少子高齢化・人口減少が急速に進行し、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。そうした中で、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮など、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯が増加しており、従来の支援のみでは対応が困難なケースが顕在化しています。さらに、長引く物価高騰や実質賃金の伸び悩みによる生活不安の拡大もあって、地域住民は福祉分野に限らず多様な生活課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、国では地域共生社会の実現に向けて世代や属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制の整備など地域福祉に連なる取り組みを施策化しました。川口市においても、重層的支援体制整備事業を軸に、分野横断的な相談支援や多機関協働による支援体制の構築が進められ、地域における包括的な支援の充実が図られています。

本会は、これまでも地域福祉を推進してきた民間福祉団体として、「第4次社協強化計画」及び「第3期かわぐち市民活動プラン」を両輪として、住民主体の活動を推進するとともに、地区社協、行政、関係機関との連携を一層強化し、多様な主体との協働による地域づくりを進め、本会が理念とする「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けた取り組みをさらに推進してまいります。

II 重点目標

1 第4次社協強化計画の推進

第4次計画に基づき、「地域共生社会の実現を目指し、地域ニーズに向きあう社協」を目指し、社協組織及び事業の強化を図る。

2 第3期かわぐち市民活動プランの推進

住民計画である第3期活動プランに基づき、孤立防止を目標に「人材育成」「居場所づくり」「ネットワークの強化」を柱とした住民活動を支援するとともに、市内社会福祉法人とのネットワークにより地域貢献活動の推進に取り組む。

3 包括的な支援体制における取り組み

相談者の権利を守りつつ、高齢者・障害者・子育て家庭や生活困窮者などへの相談支援事業の充実を図る。

4 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動強化

CSWの活動を拡充し、ひきこもりのかたや性的マイノリティの若者など制度の狭間にある課題を抱えたかたへの支援のため、更なる個別支援と地域支援の強化に取り組むとともに、「重層的支援体制整備事業」と連携して要支援者へのアウトリーチや社会参加の促進を行う。

5 情報発信の充実と会員会費の拡充

地域福祉のプラットフォームたる組織として、情報発信のさらなる充実に努めるとともに、事業運営の基盤となる会員会費（特に賛助会員）の拡充に努める。

1 会務の運営

本会の円滑な運営を図るため次の会議等を運営する。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 地域福祉推進委員会
- (5) 福祉サービス苦情解決制度の運営
- (6) 第4次社協強化計画の進行管理

2 会員募集と啓発事業

会員制度の強化、市民へのPR活動等を行う。

- (1) 会員の加入促進（個人会員、賛助会員、施設・団体会員の拡充）
- (2) 社協だよりの発行（年4回全戸配布）
- (3) 社協PR活動の実施（マスコットキャラクター「社助」の活用、市内各種イベントへの参加など）
- (4) ホームページの公開及びSNSによる情報発信
- (5) 福祉協力店設置事業の実施

3 地域福祉推進活動事業

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や職員地区担当制を通じて、日常生活圏域における住民主体の小地域福祉活動を推進する。

- (1) 地域福祉活動の推進
 - ① 第3期かわぐち市民活動プランの進行管理
 - ② ふくしのまちづくり助成金の交付
 - ③ かわぐち市民活動プラン助成金の交付
 - ④ 小地域福祉活動の推進（活動拠点の整備・CSWの配置による個別支援及び地域支援など）
 - ⑤ 市民・団体・企業による福祉活動への相談・支援
 - ⑥ サロンへの講師派遣などによる地域づくりの支援
 - ⑦ 各種助成金を含む相談支援・情報提供
 - ⑧ 社会福祉法人のネットワーク化の支援
- (2) 地区社会福祉協議会活動の支援・強化
 - ① 地区社会福祉協議会連絡協議会の開催
 - ② 職員地区担当制による支援
 - ③ 地区社協に対する活動交付金の交付
 - ④ 地域福祉推進員の育成・活動支援

4 ボランティア活動推進事業

かわぐちボランティアセンターを拠点に、市民によるボランティア活動や福祉教育を推進する。

(1) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンターの運営（ボランティア相談・需給調整、ボランティアの育成、講座開催、ボランティア保険の受付、備品の貸し出し等）
- ② 福祉教育の推進（ボランティアマインド推進校の指定・福祉体験への協力）
- ③ 青少年ボランティア育成委員会及びボランティア見本市実行委員会の運営・事業実施（市民と協働推進課との協働事業）
- ④ 青少年ボランティア育成委員会への助成
- ⑤ ボランティアに関する広報・情報発信
- ⑥ 災害ボランティアセンターに関すること
- ⑦ 障害者の社会参加促進を目的とした、障害者と市民の交流の場の提供及び自立の支援

(2) 社協出前講座の実施

5 共同募金配分事業

埼玉県共同募金会川口市支会の赤い羽根共同募金及び地域歳末たすけあい募金の実績に基づく配分金により、次の福祉事業を行う。

(1) 赤い羽根共同募金配分事業

- ① 地区社協に対する活動交付金の交付
- ② ボランティア見本市実行委員会への助成
- ③ 社協だよりの発行など

(2) 地域歳末たすけあい募金配分事業

- ① 地区社協による歳末支援事業及び歳末福祉事業
- ② 市社協による歳末福祉事業

6 放課後児童クラブ事業

小学校に就学している児童のうち、家庭が昼間留守になっている児童の健全な育成を図ることを目的に放課後児童クラブを運営する。

- (1) 市内20校の放課後児童クラブの運営（うち特別支援学級併設校12校）
- (2) 要配慮児童支援のための研修の開催
- (3) 支援員の月例会議及び研修会の開催

7 つどいの広場事業

子育てサポートプラザ及び子育てひろばポッポにて、概ね0歳から3歳までの子どもと親が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる広場を運営する。また、親子等が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の収集・提供や、相談・助言等を行う。

- (1) 親子の遊び場及び情報交換できる場所の提供
- (2) ふれあい相談の実施
- (3) 子育て講座及びあそび講座等の実施

8 利用者支援事業

子育てサポートプラザ及び子育てひろばポッポにて、子育て中のかたのニーズに合った子育て情報の提供や相談、保育所・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内を行うとともに、地域子育て相談機関として相談者の属性や世代・内容に関わらず包括的に相談等を行う。

- (1) 子育てに関する各種相談及び出張相談の実施
- (2) 包括的な相談支援の実施
- (3) 保育所・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内
- (4) プラザ・ポッポ内情報コーナー及びホームページ等による子育て情報の提供
- (5) 他の利用者支援事業者との連携・情報共有

9 子育て支援総合コーディネート事業

子育てサポートプラザにて、地域の子育て資源の育成及び子育て支援団体・関係機関との連絡・調整・連携・協働の体制づくり、市民の子育て活動の支援を行う。

- (1) 子育て支援団体・関係機関連絡調整会議の開催
- (2) 子育て支援事業従事者を対象とした講座の開催
- (3) 育児サークルの登録・管理・支援
- (4) 子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議の開催
- (5) 子育てサポーターの養成・派遣・調整
- (6) 地区社協や地域で行う子育てサロンや子育て相談などとの連携
- (7) 他機関・施設等との連携による子育て世帯と多様な属性・世代が交流できる機会の創出（地域づくり事業など）

10 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたいかたと子育ての援助を行いたいかたの有償・有料の相互援助活動の推進を図る。

- (1) 会員募集、登録・管理
- (2) 会員同士の相互援助活動の需給調整
- (3) 会員を対象としたフォローアップ講習会、交流会の開催

11 高齢者福祉事業

高齢者福祉の向上を図るためさわやかコール事業を実施する。

12 老人居宅介護等事業

介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所を運営する。

- (1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づいた、①身体介護 ②生活援助 ③訪問型サービスを担うホームヘルパーを派遣する。
- (2) 介護実習生の受入及びホームヘルパー資質向上のための研修会の実施
- (3) 在宅自立支援訪問介護事業として介護保険外サービスの実施

13 高齢者自立支援事業

概ね65歳以上で、病気やケガにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対し、自立生活支援のためホームヘルパーを派遣する。

14 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所を運営する。

- (1) 障害者総合支援法に基づいた、①身体介護 ②家事援助 ③通院介助 ④重度訪問介護 ⑤同行援護を担うホームヘルパーを派遣する。
- (2) 地域生活支援事業である移動支援事業の実施
- (3) 介護実習生の受入及びホームヘルパー資質向上のための研修会の実施
- (4) 在宅自立支援訪問介護事業として障害福祉外サービスの実施

15 障害者相談支援事業

地域で暮らす障害者や障害児、その家族などからの相談に応じ、関係機関との連携をとりながら自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する。

- (1) 電話・面接・訪問及び同行による相談支援
- (2) 障害手帳の有無に関わらず、障害者の総合相談窓口として関係機関と連携し対応
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査の実施
- (4) 障害福祉サービス及び障害児通所支援サービス対象者へのサービス等利用計画や障害児支援利用計画の作成（特定相談支援事業等）

16 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のあるかたが日常生活を営む上で相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように意思疎通を支援する。

- (1) 手話通訳者の派遣及び研修
- (2) 聴覚障害者と登録手話通訳者の交流会

17 障害者居宅サービス技術援助事業

障害者の日常生活を営む上で必要な便宜を供与し、自立と社会復帰の向上及び地域福祉の増進を図る。また、障害者に対する、居宅サービスを提供する事業所及びヘルパーの支援技術の向上を図る。

- (1) 居宅サービス内容検討会の実施
- (2) 障害者ホームヘルパー研修会の実施
- (3) スキルアップ研修の実施
- (4) ゲストワークショップの実施

18 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害などのあるかたの権利を擁護するため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う。

19 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）等の貸付・償還にかかる書類交付及び受付事務
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付の償還にかかる書類交付及び受付事務

20 やすらぎ会館事業

やすらぎ会館の管理運営（会議室の貸出）を行う。

21 住民参加型福祉サービス(おたすけサポート)事業

「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、市民の参加と協力による助け合いの制度として次の事業を行う。

- (1) 家事援助サービスの実施
- (2) ちょこっと困りごとサポートの実施
- (3) 粗大ごみお手伝いサービスの実施

22 貸出事業

在宅で暮らす高齢者や障害のあるかた等に車いすや福祉車両の一時的な貸出しを行う。

- (1) 車いす貸出サービスの実施
- (2) 車いすステーションの実施
- (3) 福祉車両貸出サービスの実施

23 配食サービス事業

食事の支度が困難であり、家族からの支援も受けられないかた等を対象に安否確認を目的に昼食をお届けする。

24 交通遺児育英事業

交通遺児の健全育成を図ることを目的に、指定寄附金を原資に各種支援金の支給を行う。

- (1) 奨学金の贈呈
- (2) 入学時祝金の贈呈
- (3) 年末支援金の贈呈
- (4) 修学旅行支援金の贈呈
- (5) 就職支度金の贈呈

25 老人福祉センター青木たたら荘

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として川口市が設置する老人福祉センター「青木たたら荘」の管理運営を行う。

(公益事業区分)

26 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所を運営する。

- (1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成
- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) サービス実施状況の把握等
- (4) 関係機関との連携
- (5) 要介護認定訪問調査等の実施
- (6) 介護予防サービス・支援計画書の作成
- (7) 介護保険施設入所のための相談・支援

27 地域包括支援センター

青木地区（青木・中青木・西青木）で暮らす高齢者を、介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援する。

- (1) 高齢者やその家族に対する総合的相談・支援
- (2) ネットワークの構築及び支援困難ケースへの対応等ケアマネジャーへの支援
- (3) 成年後見制度の活用や虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- (4) 介護予防事業のケアマネジメント
- (5) 地域づくりや第2層協議体の運営等を行う生活支援体制整備事業

28 成年後見センター

成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でないかたが、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する。

- (1) 成年後見制度に関する広報・啓発
- (2) 市民後見人候補者養成研修の実施、受任に向けた活動支援及び選任後の活動支援
- (3) 成年後見制度に関する相談対応及び申し立て支援
- (4) 関係機関・団体との連携

29 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に対して、個々の状況に応じた情報提供を行うとともに、支援が必要なかたには、自立に向けた支援プランを作成し、関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立の促進を図る。

- (1) 課題に応じた個別的・継続的・包括的な相談支援

- (2) 自立支援プランの作成等
- (3) 自立支援プランに関する支援調整会議の実施
- (4) 関係機関・団体との連携及びネットワークの構築
- (5) 自立相談支援機能の強化（訪問相談による早期的支援、職域のフードドライブ実施、出張相談会の実施）

30 生活支援体制整備事業

第1層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の発掘・養成、地域資源の把握・開発やネットワーク構築を図る。

- (1) 第2層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援及び介護予防サービスのコーディネート
- (2) 地域におけるネットワークの構築
- (3) 地域に不足しているサービスの担い手の発掘、養成
- (4) 生活支援サービス等の社会資源情報の作成・周知
- (5) 第1層協議体の運営

31 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関や地域住民との連携により、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていないケースを把握し、本人やその世帯との信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行う。

- (1) 地域関係者（支援関係機関や地域住民など）と連携した情報収集
- (2) 本人やその家族との関係性構築に向けた支援・方策の検討
- (3) 外出や単独での行動が難しいケースに対する家庭訪問・同行支援

32 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できないケースに対し、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向け、ニーズや状態に合った支援のマッチングやフォローアップなどの継続的な支援を行う。

- (1) 地域における社会資源・福祉サービスとの連携
- (2) プラン作成に向けた支援・方策の検討

(収益事業区分)

33 自動販売機設置収益事業

本会の福祉事業の財源確保を目的に、市内公共施設等において自動販売機の設置を行う。

令和8年 3月13日 提出

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
会 長 岡 村 ゆり子